

令和元年第 6 回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴

（その 3）

目 次

頁

議案第 138 号	堺市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	3
議案第 139 号	堺市いじめ防止等対策推進委員会条例の一部を改正する条例	9
議案第 140 号	地方独立行政法人堺市立病院機構第3期中期目標の策定について	11
報告第 23 号	地方自治法第180条の規定による市長専決処分の報告について	17

令和元年第6回市議会（定例会）に次の案件を提出する。

令和元年11月28日

堺市長 永藤英機

議案第 138 号 堺市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

議案第 139 号 堺市いじめ防止等対策推進委員会条例の一部を改正する条例

議案第 140 号 地方独立行政法人堺市立病院機構第3期中期目標の策定について

報告第 23 号 地方自治法第180条の規定による市長専決処分の報告について

堺市職員の給与に関する条例等の一部を改正 する条例

(堺市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 堺市職員の給与に関する条例(昭和29年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第24条第2項第1号中「100分の92.5」を「100分の97.5」に、「100分の112.5」を「100分の117.5」に改める。

第2条 堺市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第24条第1項中「状況」の次に「(臨時的に任用された職員にあっては、当該勤務の状況に限る。)」を加え、同条第2項第1号中「100分の97.5」を「100分の95」に、「100分の117.5」を「100分の115」に改める。

第24条の4第1項中「第6条」を「第6条第2項」に改め、「職員」の次に「及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項第1号の規定に基づき採用された職員」を加え、同条第2項中「第6条」を「第6条第2項」に、「第16条の5及び第17条の2」を「及び第16条の5」に改め、同条第3項を削る。

別表第1中「140,700」を「142,900」に、「141,800」を「144,000」に、「143,000」を「145,200」に、「144,100」を「146,300」に、「145,100」を「147,300」に、「146,200」を「148,200」に、「147,200」を「149,000」に、「148,300」を「149,900」に、「149,300」を「150,700」に、「150,700」を「151,600」に、「151,900」を「152,500」に、「153,200」を「153,400」に、「160,300」を「160,400」に、「161,800」を「161,900」に、「163,300」を「163,400」に、「164,800」を「164,900」に、「166,200」を「166,400」に改める。

(堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成16年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項及び第9条第2項中「100分の167.5」を「100分の172.5」に改める。

5」に改める。

第4条 堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項及び第9条第2項中「100分の172.5」を「100分の170」に改める。

(堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第5条 堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例(平成28年条例第49号)の一部を次のように改正する。

第23条第2項第1号中「100分の92.5」を「100分の97.5」に、「100分の112.5」を「100分の117.5」に改める。

第6条 堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「第26条第3項及び第28条において」を「以下」に改める。

第23条第1項中「状況」の次に「(臨時的に任用された職員にあっては、当該勤務の状況に限る。)」を加え、同条第2項第1号中「100分の97.5」を「100分の95」に、「100分の117.5」を「100分の115」に改める。

第28条第1項中「第5条(第1項及び第2項を除く。)」を「第5条第3項」に改め、同条中第3項を削り、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 第5条第4項から第9項までの規定は、臨時的に任用された職員には、適用しない。

(堺市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第7条 堺市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成18年条例第38号)の一部を次のように改正する。

第28条の2中「、第9条」を削る。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第7条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の堺市職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正後の堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び第5条の規定による改正後の堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例(以下これらを「改正後の給与条例等」という。)の規定は、令和元年12月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の給与条例等の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の堺市職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例又は第5条の規定による改正前の堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例等の規定による給与の内払とみなす。

(任期付職員に関する号給の調整)

- 4 令和2年4月1日前に地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第4条若しくは第5条又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号の規定に基づき採用され、かつ、その任期が同日以後も引き続いている職員の同日以後の号給については、その者が同日に採用されたとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、調整を行うことができる。

(委任)

- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

堺市職員の給与に関する条例等の一部改正 について

1 改正の趣旨

(1) 平成31年4月の民間給与との比較等に基づく人事委員会勧告を踏まえ、一般職の職員の期末手当及び勤勉手当について、次のとおり改正するものであること。

ア 勤勉手当について、令和元年12月に支給するものの支給割合を100分の92.5から100分の97.5（管理職員にあっては、100分の112.5から100分の117.5）に引き上げるものであること。

イ 勤勉手当について、令和2年6月以降に支給するものの支給割合を100分の97.5から100分の95（管理職員にあっては、100分の117.5から100分の115）に引き下げるものであること。

ウ 特定任期付職員の期末手当について、令和元年12月に支給するものの支給割合を100分の167.5から100分の172.5に引き上げるものであること。

エ 特定任期付職員の期末手当について、令和2年6月以降に支給するものの支給割合を100分の172.5から100分の170に引き下げるものであること。

(2) 任期付職員の給与について、次のとおり改正するものであること。

ア 初任給について、一般職員と同様の方法で決定するものであること。

イ 昇給について、一般職員と同様に実施するものであること。

ウ 単身赴任手当について、任期付短時間勤務職員を支給対象に含めるものであること。

(3) 会計年度任用職員の報酬月額の根拠となる行政職給料表の級号給について、令和元年10月1日付けの大阪府最低賃金の改定を踏まえ、行政職給料表の給料月額の一部を改定するものであること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、必要な措置等を定めるものであること。

2 施行期日等

- (1) 公布の日から施行するものであること。ただし、1(1)イ及びエ並びに(2)及び(3)に係る改正規定は、令和2年4月1日から施行するものであること。
- (2) 1(1)ア及びウに係る改正規定は、令和元年12月1日から適用するものであること。

堺市いじめ防止等対策推進委員会条例の 一部を改正する条例

堺市いじめ防止等対策推進委員会条例（平成26年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第9条を第10条とし、第6条から第8条までを1条ずつ繰り下げ、第5条の次に次の1条を加える。

（報酬）

第6条 委員（特別委員を含む。）の報酬の額は、次の各号に掲げる調査審議の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第2条第2号に規定する事項に係る調査 1日につき30,000円
- (2) 前号に掲げるもの以外の調査審議 1日につき10,200円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

堺市いじめ防止等対策推進委員会条例の 一部改正について

1 改正の趣旨

いじめの防止等のための対策について、より一層充実した調査及び審議を行うため、堺市いじめ防止等対策推進委員会の委員の報酬について見直しを行うこととし、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

公布の日から施行するものであること。

地方独立行政法人堺市立病院機構 第3期中期目標の策定について

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条第1項の規定により、地方独立行政法人堺市立病院機構が達成すべき業務運営に関する目標を次のとおり定める。

〔根 拠〕

地方独立行政法人法第25条第3項の規定に基づき議会の議決を経る必要があるため。

地方独立行政法人堺市立病院機構第3期中期目標

前文

地方独立行政法人堺市立病院機構（以下「病院機構」という。）は、平成24年4月に設立され、堺市の医療施策として求められる救急医療及び高度医療等を提供し、医療水準の向上を図り、市民の健康の維持及び増進に寄与することを目的として市立堺病院を運営してきた。

第2期中期目標期間においては、堺区南安井町にあった市立堺病院を移転し、平成27年7月、西区家原寺町に堺市立総合医療センターを開院した。同センターでは、堺市で初となる救命救急センターを設置し、市内の救急告示病院との役割分担のもと、救急医療提供体制の構築に取り組んできた。医療サービスの提供に関しては、さまざまな変化に対応しながら、堺市における中核病院として、質の高い医療を安定的かつ継続的に提供し、業務運営に関しては、平成27年度の病院建設により悪化に転じた経営状況を、効率的・効果的な病院運営により段階的に改善してきた。

堺市の医療を取り巻く環境としては、団塊の世代の方が75歳以上となる2025年を見据え、医療と介護の連携と地域医療構想を踏まえた病床機能の分化、加えて、働き方改革など、社会情勢の変化への対応が求められている。

第3期中期目標の策定にあたっては、このような社会情勢の変化に対応し、救急医療及び高度医療等を提供する高度急性期及び急性期機能を担う病院として地域の医療機関との役割分担のもと包括的な医療サービスを提供し、市民の健康の維持や健康寿命の延伸等に寄与するとともに、市民に信頼される病院として、人材育成に努め、法令遵守に基づいた効率的・効果的な病院運営を行うことを期待する。

これらのことを踏まえ、ここに病院機構に示す基本的な方針として第3期中期目標を定める。

第1 中期目標の期間

中期目標の期間は、令和2年4月1日から令和6年3月31日までの4年間とする。

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 市立病院として担うべき医療

(1) 救命救急センターを含む救急医療

ア 市内、唯一の救命救急センターの円滑な運営に努め、二次救急で対応が困難な重篤な患者に対して、24時間365日、三次救急医療を提供すること。

イ 市内の救急告示病院との適切な役割分担のもと、24時間365日、二次救急医療体制の維持に取り組むとともに、二次・三次の一体的運用による救急医療の中核的役割を果たすこと。

ウ 堺市消防局の救急ワークステーションとの連携によりメディカルコントロール体

制において中心的な役割を果たすこと。

エ 精神科医によるコンサルテーションのもと、適切な医療提供につなげることができる体制を整え、積極的に精神科合併症救急患者を受け入れること。

(2) 小児医療

地域の医療機関との連携と役割分担に基づき小児医療を提供するとともに、小児救急医療については、初期救急医療を担う堺市こども急病診療センターや他の病院群輪番病院との連携と役割分担のもと、24時間365日、二次救急医療体制を確保すること。

(3) 周産期医療

地域の医療機関との連携と役割分担に基づき周産期医療を提供するとともに、二次・三次の一体的な運用を活かし、緊急的に対応が必要な出産前後の方に対して適切な医療を提供すること。

(4) 災害・感染症・その他緊急時の医療

ア 災害その他緊急時には、災害拠点病院として、堺市地域防災計画等に基づく対応を的確に行うとともに、自らの判断で医療救護活動を実施すること。また、大規模な災害や事故の発生に備えた訓練の実施と物資の備蓄等を行うこと。

イ 第一種及び第二種感染症指定医療機関として、感染症患者の受入体制の維持、感染症に関する関係法令や市の計画等に基づく適切な対応など、地域の感染症医療における中核的な役割を果たすこと。

2 生活習慣病への対応

(1) がんへの対応

がんは、市民の疾病による死亡の最大の原因であり、その対策が市民の生命及び健康にとって重大な問題となっていることから、科学的な知見に基づく適切で良質な医療提供を行うこと。また、地域がん診療連携拠点病院としてがん診療の質的向上に努めるとともに、地域の医療機関と連携し、がん相談や情報提供を行うこと。

(2) 高度・専門医療の包括的提供

ア 心疾患、脳血管疾患の治療については、地域の医療機関との連携と役割分担に基づき、救命救急センターを有する施設として必要な高度・専門医療を提供すること。

イ 糖尿病の治療については、食事、運動、薬物療法により適切な医療提供を行うこと。

(3) 健康寿命の延伸に向けた予防医療の推進

ア 市が実施するがん対策等に関する施策に協力し、がん予防に寄与すること。また、

糖尿病については、合併症等重症化予防の医療に取り組むこと。

イ 市民の健康維持や健康寿命の延伸に寄与するため、市と連携や協力し、予防医療の推進に努めること。また、健康に関する保健医療情報の発信及び啓発に取り組むこと。

3 患者に寄り添った信頼される医療の提供

(1) 医療安全対策・感染対策の徹底

医療事故に関する情報の収集と分析を行い、医療事故の予防及び再発防止に取り組むこと。また、院内感染防止対策の確実な実施等により医療安全対策を徹底すること。

(2) 医療の質の向上

ア 診療科の枠を越えた多職種が連携するチーム医療や医療センターの機能の充実、強化を行うこと。また、クリニカルパスの充実による医療の質の標準化など、医療の見える化に取り組むこと。

イ 医療の発展に貢献するため、臨床研究及び治験に積極的に取り組むこと。

(3) 患者の視点に立った医療・サービスの提供

ア 医療の中心は患者であることを常に認識し全ての患者の権利と人格を尊重するとともに、インフォームド・コンセントの徹底や患者の視点に立った環境整備に努め、心の通う医療を提供すること。また、地域で果たす役割や医療機能等について、患者ニーズに合った情報発信を積極的に行うこと。

イ 患者が満足し、患者に信頼される病院をめざし、患者の視点に立ったサービスを提供すること。

4 地域への貢献

(1) 地域の医療機関等との連携推進

ア 地域医療構想を踏まえ、市立病院として担うべき医療機能を発揮し、地域での役割を果たすため、紹介された患者の受入と患者に適した医療機関への積極的な紹介や開放病床の利用促進を行い、地域の医療機関との連携や協力を推進すること。

イ 在宅医療については、地域包括ケアシステムの推進に向け、関係者との情報共有やネットワークの構築を図ることなど、医療施設としての役割を果たし、地域づくりに貢献するよう積極的に努めること。また、地域連携機能を強化し、医療関係者だけでなく介護関係者との連携関係の構築に取り組むこと。

(2) 医療従事者の育成

医療専門職の養成や医療従事者の育成に貢献すること。

(3) 健康を支える環境整備に向けた行政全般等との連携と協力

市立病院として、医療、保健、福祉、教育等の行政全般等との連携に努めること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 効率的・効果的な業務運営

(1) 自律性・機動性・透明性の高い組織づくり

ア 適切な権限委譲と効率的な業務運営を図ること。また、経営に関する企画立案機能の更なる強化を図り、各部門の業務分析や損益分析等により患者動向や医療需要等の変化に即した効果的な医療提供体制の整備に取り組むなど、戦略的な病院運営を行うこと。

イ 外部評価等を活用し、効率的かつ効果的であり、また市民目線を活かした業務運営改善を組織全体で図ること。

(2) 法令・行動規範の遵守（コンプライアンス）

患者の権利を尊重し、医療法をはじめとする関係法令を遵守することはもとより、行動規範と倫理に基づく適正な病院運営、個人情報の保護と管理の徹底を行うこと。

(3) やりがいを感じ働くことができる職場環境の整備

職員の業績や能力を的確に反映し、職員のモチベーションの向上や人材育成につながる客観的な評価制度等の整備、運用を行うこと。また、職員のキャリアアップを支援し、職員一人ひとりが「やる気と誇り」を持って働くことができる環境整備を行うこと。

(4) 働きやすい病院づくり

職員の健康を守り、一人ひとりが能力を最大限に発揮できるよう、「働き方改革」の考え方に沿って、ワーク・ライフ・バランスの推進を図るなど、働きやすい病院づくりに取り組むこと。また、家庭と仕事を両立し、子育てをしながら安心して働くための支援の充実に努めること。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 安定的な経営の維持

収入の確保と効果的な費用節減に取り組み、経常収支比率の目標を達成させ、安定的な経営を維持すること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 環境にやさしい病院運営

省資源及び省エネルギーに取り組み、低炭素社会の形成に寄与する環境にやさしい病院運営に努めること。

地方独立行政法人堺市立病院機構 第3期中期目標の策定について

1 策定の趣旨

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条第1項の規定により、地方独立行政法人堺市立病院機構が達成すべき業務運営に関する目標を定めるものであること。

2 内容

社会情勢の変化に対応し、救急医療及び高度医療等を提供する病院として地域の医療機関との役割分担のもと包括的な医療サービスを提供し、市民の健康の維持や健康寿命の延伸等に寄与すること。

市民に信頼される病院として、人材育成に努め、法令順守に基づいた効率的・効果的な病院運営を行うこと。

第1 中期目標の期間

令和2年4月1日から令和6年3月31日までの4年間

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

- 1 市立病院として担うべき医療
- 2 生活習慣病への対応
- 3 患者に寄り添った信頼される医療の提供
- 4 地域への貢献

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

- 1 効率的・効果的な業務運営

第4 財務内容の改善に関する事項

- 1 安定的な経営の維持

第5 その他業務運営に関する重要事項

- 1 環境にやさしい病院運営

地方自治法第 180 条の規定による市長専決処分の 報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので報告する。

[根 拠]

地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づき議会に報告する必要があるため。

1 市長の専決事項の指定第1項による専決処分

(消防局)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額 (円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
72	1. 11. 18	3, 240	堺市堺区 ** ***** **	*****	平成 31 年 3 月 28 日 (木) に個人情報開示の相談のため 来庁した相手方に対し、不 必要な診断書を提出させ たことにより、診断書の取 得費用 3, 240 円の損害を 与えたもの。

2 市長の専決事項の指定第5項

(行政部)

専決 番号	専 決 年月日	契約の目的	契約の相手方		契約金額
			住 所	氏 名	
68	1. 11. 5	堺保健センター・市民駐車場建設外工事	大阪府中央区 久太郎町二丁目5番28号	大末・丸末建設 工事共同企業体 代表構成員 大末建設株式会社 大阪本店 取締役常務 執行役員本店長 郷 右 近 英 弘	変更前 2,548,638,000 円 (消費税額等 188,788,000 円) 変更後 2,600,484,300 円 (消費税額等 193,501,300 円)

(大仙西地区整備室)

専決 番号	専 決 年月日	契約の目的	契約の相手方		契約金額
			住 所	氏 名	
70	1. 11. 14	大仙西町団地 2 棟外建替住 宅建設工事 (第2工区)	堺市堺区永 代町5丁1 番10号	株式会社木綿麻建設 代表取締役 中 東 栄	変更前 1,168,186,320 円 (消費税額等 86,532,320 円) 変更後 1,177,929,900 円 (消費税額等 87,418,100 円)

による専決処分

変更額（増）	変更する内容	変更理由
51,846,300 円 (消費税額等 4,713,300 円)	平成 31 年 3 月から適用する公共工事 設計労務単価の運用に係る特例措置に よる増額	国からの要請に伴い、賃金等 の高騰に対処するために、「平 成 31 年 3 月から適用する公共 工事設計労務単価」の運用に係 る特例措置に基づき、契約金額 の増額変更を行うもの。

変更額（増）	変更する内容	変更理由
9,743,580 円 (消費税額等 885,780 円)	地中障害物の撤去・処分 49 m ³ 工事請負契約書第 24 条第 3 項の規定 に基づくインフレスライド条項の適用 による増額	本工事において、工事着手 後、地中掘削時に障害物が見つ かり、撤去処分を行ったため増 額となる。 また、国からの要請に基づ き、賃金等の高騰に対処するた めに、工事請負契約書第 24 条 第 3 項に規定するインフレス ライド条項を適用した契約に 変更するため増額となる。 以上の事により増額変更を 行うものとする。

(学校管理部)

専決 番号	専 決 年月日	契約の目的	契約の相手方		契約金額
			住 所	氏 名	
69	1. 11. 13	百舌鳥小学校 校舎改築工事	堺市西区鳳 中町9丁4番 地 26	大 森 ・ 河 村 建設工事共同企業体 代表構成員 株 式 会 社 大 森 工 務 社 代 表 取 締 役 大 森 啓 介 他の構成員 株 式 会 社 河 村 工 務 社 代 表 取 締 役 河 村 厚 男	変更前 815,378,400 円 (消費税額等 60,398,400 円) 変更後 826,880,550 円 (消費税額等 61,444,050 円)
71	1. 11. 14	原山ひかり小 学校再編整備 工事	堺市西区宮 下町 12 番 1 号	堺 土 建 ・ 藤 木 組 建設工事共同企業体 代表構成員 堺 土 建 会 社 株 式 会 社 代 表 取 締 役 下 川 好 隆 他の構成員 株 式 会 社 藤 木 組 代 表 取 締 役 藤 木 幸 生	変更前 1,799,280,000 円 (消費税額等 133,280,000 円) 変更後 1,809,673,405 円 (消費税額等 134,324,855 円)

変更額（増）	変更する内容	変更理由
11,502,150 円 （消費税額等 1,045,650 円）	請負代金額の増額変更及び工期延長 工期 変更前 平成 30 年 10 月 1 日から 令和 2 年 3 月 16 日まで 変更後 平成 30 年 10 月 1 日から 令和 2 年 3 月 31 日まで	本工事において、地下埋設物撤去後の地盤について、平板載荷試験を行った結果、所定の地耐力に満たなかったため、地盤改良を行ったことにより増額となる。また、国からの要請に基づき、賃金等の高騰に対処するために、工事請負契約書第 24 条第 3 項に規定するインフレスライド条項を適用した契約に変更するため増額となる。加えて、別途発注の関連工事が入札不調により着手が遅れたため、本工事の着手にも遅れが生じた。以上のことにより、増額変更及び工期延期を行うものとする。
10,393,405 円 （消費税額等 1,044,855 円）	請負代金額の増額変更	昨年上陸した台風により、工事着手後に仮囲いとして利用予定であった既存フェンスが一部破損し、代替として単管パイプ及び養生シートで新たに仮囲いを設置したため増額となった。また、校舎棟階段室の天井について、既存塗膜を存置し下地調整の上 EP 塗りとしていたが、工事着手後の打診検査の結果、既存塗膜の浮きが多く除去が必要となり、除去方法を確定するため石綿含有分析調査を行った。このことにより増額となった。さらに、国からの要請に基づき、賃金等の高騰に対処するために、工事請負契約書第 24 条第 3 項に規定するインフレスライド条項を適用し、契約を変更するもの。

**令和元年第 6 回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴（その 3）**

令和元年 11 月 発 行

編集・発行 堺市財政局財政部財政課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号
Tel 072-233-1101
URL <http://www.city.sakai.lg.jp/>

堺市行政資料番号
1-B2-19-0091